

要 望 書

要望の内容

熊本県における性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（産婦人科医療，相談・カウンセリング等の心理的支援，法的支援，警察への付き添いなどの捜査関連の支援等の総合的な支援を可能な限り1ヵ所で提供できるセンター）の設立に際し，他県に先駆けて全国のモデルとなるような充実したものにしていだきたく，以下のとおり要望いたします。

- 1 365日24時間対応（面談相談，電話相談）の支援体制
- 2 スタッフ体制の充実（研修，雇用安定，支援員のメンタルケア）
- 3 親しみやすい名称と周知
- 4 上記を可能にする充実した予算措置

要望の理由

第1 ワンストップ支援センターの必要性

性暴力は，魂の殺人とも言われ，被害者の尊厳を踏みにじり，身体面のみならず，精神面でも長期にわたる甚大な影響を及ぼす重大な人権侵害であり，決して許すことのできないものです。

性犯罪の認知件数は，警察庁の統計によれば，平成24年において，強姦1,240件（強制わいせつ7,263件）となっていますが，平成24年4月に内閣府男女共同参画局が出した「男女間における暴力に関する調査報告書」（以下，「報告書」という。）によれば，異性に無理矢理性交された経験のある女性のうち，警察に連絡・相談した人はわずか3.7%に過ぎず，性暴力被害者にとって警察への届け出がいかに難しいことかがうかがわれます。

また，勇気を出して警察に届け出たとしても，被害者は，産婦人科医，カウンセラー，弁護士等の必要な支援を受けるため，自ら支援機関を探し出して訪問しなければならないため，支援を受けることを諦めたり，その都度被害状況を説明し，性暴力に理解のない人から不用意な言葉を掛けられるなどの二次被害を受けたりします。

報告書によれば，異性から無理矢理性交された被害に遭った人のうち，67.9パーセントが誰にも相談していません。その理由としては，「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」（46.2パーセント），「自分さえが

まんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(20.9パーセント)、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」(17.6パーセント)、「相談してもむだだと思ったから」(16.5パーセント)などが挙げられており、被害者のニーズに沿った相談・支援体制が整っていれば一人で抱え込まなかった被害者も多いと考えられます。

犯罪被害者等基本法第3条第3項では「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定されており、性犯罪被害者・性暴力被害者に必要な支援を途切れなく提供するためのワンストップ支援センターの設置は法の要求するものでもあります。

性暴力被害者が、安心して医療を受け、警察に届けを出し、心理的・法的その他必要十分な支援を受けるため、自ら動き回ることなく、被害直後からの総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、法的支援、警察への付き添いなどの捜査関連の支援等)を受けることができるワンストップ支援センターが必要です。

第2 熊本県におけるワンストップ支援センター設置へ向けての動き

平成23年3月25日に閣議決定した「第2次犯罪被害者等基本計画」では、ワンストップ支援センターの設置促進の施策が複数盛り込まれ、内閣府犯罪被害者等施策推進室からは、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」(以下、「手引」という。)が出されるなど、ワンストップ支援センターの必要性については国においても認識されています。

なお、「手引」においては、「各都道府県内に、少なくとも一つは、地域の事業として、ワンストップ支援センターが設置されることが望ましい。」とされており、熊本県でもワンストップ支援センターの設置へ向けて動き始めています。

平成26年7月22日、熊本県の関係機関・団体等の有識者で構成する性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター設置検討委員会から、「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する答申書」が出され、熊本県内におけるワンストップ支援センターの設置の在り方や設置に係る必要事項等も取りまとめられたところです。

また、同年9月から12月まで連続開講された「公開講座～性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に向けて～」では、毎回約70人の市民が受講し、同年11月25日に実施された「犯罪被害者週間熊

本大会（内閣府・熊本県・熊本県警察主催）」及び同月26日から同月30日まで開講された「犯罪被害者週間市民公開講座」でもワンストップ支援センターの必要性等が取り上げられるなど、熊本県内におけるワンストップ支援センター設置へ向けての機運は高まっています。

第3 充実したワンストップ支援センター実現へ向けて

1 365日24時間対応（面談相談，電話相談）の支援体制

平成25年中の熊本県の犯罪統計によれば，性犯罪の被害時刻は，時刻が特定されている85件中，午後8時から午後10時までが15件，午後10時から12時までが17件，午前0時から2時までが8件，午前2時から午前4時までが6件となっており，午後8時から午前2時までの発生が半分以上を占めています。被害発生直後からの支援を行うためには24時間対応の支援体制が必要です。

また，被害後72時間以内に服用が必要な緊急避妊ピルの処方や証拠採取など，被害発生直後に迅速な対応が必要なものがありますが，被害者自身が迅速な対応の必要性を把握できていない場合や被害直後の混乱から自ら判断・対応できない場合も多く，絶えず面談相談，電話相談に応じ，情報を提供し，支援が行える体制を整えることが重要です。

よって，面談相談，電話相談に365日24時間対応する支援体制が望まれます。

2 スタッフ体制の充実（研修，雇用安定，支援員のメンタルケア）

性暴力被害においては，「歳月は被害者を癒さない」といわれるように，その回復は大変困難なものです。

だからこそ，できるだけ早期からの適切かつ継続的な支援が望まれます。

性暴力被害者が，被害直後にいかなる支援を受けたかは，その後の被害者の回復過程に大きな影響を与えます。

ワンストップ支援センターにおいて，被害者を適切かつ継続的に支援していくためには，専門的知識と技能を有する支援員の存在が必要不可欠であり，そのためには，支援員の研修体制を整えること，ボランティアに頼ることなく支援員の雇用を安定させることが必須です。

また，性暴力被害の支援においては，支援員自身が事案を抱え込み，落ち込み悩むこともあるため，支援員に対するメンタルケア体制も整える必要があります。

3 親しみやすい名称と周知

平成23年12月に内閣府犯罪被害者等施策推進室によって出された「『性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引』作成のための聞き取り調査報告書」によると，被害後，「性犯罪」，「性被害」，「性暴

力」などの言葉を見聞きすることで気分が悪くなってしまったり、名称にそのような記載があると支援を求めたくてもアクセスできなくなってしまうという指摘がなされており、ワンストップ支援センターには親しみやすい名称をつけることが望まれます。

また、ワンストップ支援センターが設置されるだけでは十分でなく、県民が広くその存在を知り、利用されることが重要ですから、県民への周知のための取り組みも必要です。

4 充実した予算措置

ワンストップ支援センターの設置・運営に際しては、365日24時間対応体制とするための支援員の人件費、支援員の研修、雇用安定、メンタルケアのための費用、被害者の緊急避妊・性感染症対策等医療措置のための費用、カウンセリングや法律相談のための費用などが必要であり、これらの予算がなければ実現は不可能です。

大阪府では、平成22年4月、ワンストップ支援センターとして性暴力救援センター・大阪「SACHICO」が設立されましたが、同センターは寄附とボランティアで支えられ、財政的に非常に苦しい状況にあり、大阪府とは人口規模に大きな隔たりがある熊本県で同じ形態を目指すことは現実性を欠きます。

「手引」においても、「ワンストップ支援センターの設置・運営主体としては、地方公共団体（都道府県警察を含む）や民間団体が考えられる。」として、地方公共団体の果たす役割に大きな期待がされているところです。また、本来、被害者支援は行政が行うべきものであり、充実したワンストップ支援センターの設置・運営のため、熊本県が運営主体となり、予算措置を講じていただくことが望まれます。

第4 以上のとおり、熊本県を運営主体として、性暴力被害者のために、他県に先駆けてモデルとなるような充実したワンストップ支援センターが設置されることを要望します。

このことに関して、私たちも支援の一翼を担う所存であります。

以 上